

# 令和4年3月に発生した福島県沖地震による 被災住宅修理支援事業 Q & A

県と二本松市が連携し実施している被災住宅修理支援事業について、Q&Aを作成しましたので、申請の参考としてください。

不明な点については、二本松市建設部建築住宅課住宅係（0243-55-5133）までお問い合わせ下さい。

## 1 制度について

Q 1 対象となる住宅の要件は何か？

A 1 二本松市が発行する罹災証明書において、住家が「一部損壊（準半壊に至らない）」と判定され、自らの資力では修理できない方が対象となります。

Q 2 申請前にやっておくべきことはあるか？

A 2 補助金の支給を受けるには、工事施工前・施工中・施工後の写真により実績確認をすることになりますので写真の撮影をお願いします。  
また、修繕工事の内訳が確認できる見積書や契約書等の写しと工事業者に費用を支払ったことが確認できる領収書等の写しを提出していただくことになるため、書類の保管をお願いします。

## 2 修理の範囲・考え方について

Q 1 壊れた屋根の修理について対象となるか？

A 1 屋根の修理をしないと雨漏りなどにより屋根の腐食や建物の躯体に影響が出て生活に支障が出る可能性がある場合は、対象となります。

Q 2 屋根の修理をする場合、足場代も対象となるか？

A 2 対象となります。

Q 3 ウォシュレットトイレの修理は対象となるか？

A 3 応急的な修理のため、ウォシュレット部分は対象にはなりません。

Q 4 仕様がグレードアップするような工事も対象となるか？

A 4 原則的に対象となるのは原状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。

Q 5 玄関ドアの鍵が閉まらない場合、対象となるか？

A 5 対象として差し支えありません。

⇒裏面に続く

Q 6 修繕工事に伴い廃棄する廃材の処分費等は、対象となるか？

A 6 修繕工事によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は制度の対象となります。

Q 7 床の修繕に合わせて畳をフローリングに変更することは対象となるか？

A 7 被災前と異なる仕様となるため原則は対象外ですが、価格が安い等の明確な理由があれば対象となります。

Q 8 内部のドア類は対象となるか？

A 8 地震によりドア類の損傷が生じた場合や、ふすま・障子類の枠組みが破損した場合などで、日常生活に支障があれば対象となります。

なお、ふすま、障子の張替えだけで済む修理は対象となりません。

※ クローゼット・物置の扉や押入の襖などは日常生活に支障があるとは言い難く、修理の対象外となります。

Q 9 内壁の崩落等により日常生活に支障がある場合について、石膏ボードの交換のみは対象とはなるか？

また、石膏ボードの下地材や構造材の破損がある場合はどうか？

A 9 石膏ボードのみの修理は、原則対象外です。

ただし、壁の骨組み材など構造上修理すべき箇所がある場合は、その箇所の修理と合わせて石膏ボードを修理しても差し支えありません。

Q 10 浄化槽のブロワーの交換や修理は対象となるか？

A 10 浄化槽を修理しなければ便所等が使用できない状況であれば対象となります。

Q 11 今回の地震により家電製品が壊れた場合は対象となるか？

Q 11 家電製品については原則対象となりません。

Q 12 流し台の蛇口について、水は出るが、滴が垂れている状態。修理の対象となるか？

A 12 日常生活に不可欠な修理ではないため、対象外となります。

問い合わせ先

二本松市役所 建設部 建築住宅課 住宅係

(TEL : 0243-55-5133)

Q & A に書いていないこともございますので、分からないことや判断に迷う場合はお早めにお問い合わせください。